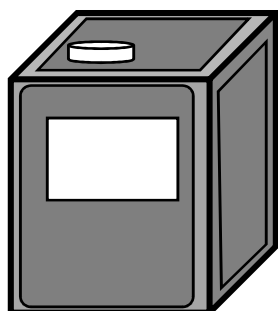


気付かないうちに消防法令違反！

その塗料「危険物」ではありませんか？



消防法で定める「危険物」に該当する塗料等は、火災の危険性が高いため消防法や白山野々市広域事務組合火災予防条例で基準を定めています。



● 容器表示の確認 ●

危険物 第4類第2石油類



要チェック！

危険等級 III

化学名 塗料用シンナー

火気厳禁

容量 20L ※

※グラム表示のときはL換算しますので1kgが1Lを超える可能性がある

指 定 数 量			
種 別	品 名	品 目 (例)	指定数量 (少量危険物)
第4類	第1石油類 (非水溶性)	ガソリン・塗料類・シンナー	200 L (40L)
	第2石油類 (非水溶性)	灯油・軽油・塗料類・シンナー	1,000 L (200L)
	第3石油類 (非水溶性)	重油・クレオソート油	2,000 L (400L)
	第4石油類	ギヤー油・シリンダー油	6,000 L (1,200L)



少量危険物の数量以上の危険物を貯蔵(保管)・取扱う場合

消防への相談



専用の施設



消防法令に違反して危険物を貯蔵し、又は取扱う場合、行政指導や**行政処分(除去命令等)**の対象となります。行政処分に反した場合は、罰則が適用される場合があります。
危険物は、その性質上、引火すると爆発的に燃焼するなど**大変危険な事故**を引き起こします。正しい知識で、法令の基準等を守りながら安全に使用しましょう。

【お問い合わせ先☎】 予防課危険物係 076-276-9482